

# イギリス為替手形法と 1989年銀行サーveys調査委員会報告書

櫻 井 隆

## 1 はじめに

平成14年5月、商法が改正された。明治32年に現在の商法典が制定されてから実に39回目の改正となった<sup>(1)</sup>。これは商法が経済状況や経済動向と密接に関係をしており、そのために他の法典と比べ、改正の回数や改正の規模も大きくならざるを得ないためである。たとえば、平成14年の商法改正では、近時に起こった数々の企業による不祥事を未然に防止するために、大会社についてアメリカ型のコーポレート・ガバナンスが採用されることとなり、また最近のIT化に対応するために株主総会の招集通知や署名投票が電子メールで可能となるなどの改正が行われた。

他方、手形法・小切手法の改正を見ると、同法は1930年、1931年のスイスのジュネーブでの世界統一条約の批准を受けて、昭和7年ならびに昭和8年に独立した法典として制定されたが、それまでは商法典の第4編「手形編」で規定されていた。したがって、独立した手形法・小切手法として成立してから本年度で約70年を経過することになるが、この間の同法の改正は僅か4回にすぎない。

第1回目は、昭和22年の改正で、これは法律第195号第13条で「左に掲げる法令中『司法大臣』を『法務総裁』に、『司法省』を『法務廳』に改める」と規定し、その法令の中に「手形法」と「小切手法」が含まれているというものである。

第2回目は、昭和27年の改正で、これは法律第268号第37条第3項で「左の法令中『法務総裁』を『法務大臣』に改める」と規定し、その法令の中に「手形法」と「小切手法」が含まれているというものである。

第3回目は、昭和56年の改正で、これは法律第61号第18条で「手形法（昭和7年法律第20号）の一部を次のように改正する」として「第87条中『一般ノ休日』の下に『及政令ヲ以テ定ムル日』を加える」というものである。

第4回目は、平成11年の改正で、これは法律第151号第12条で「次に掲げる法律の規定中『無能力ト為リタル』を『能力ノ制限ヲ受ケタル』に改める」とし、その中に「手形法（昭和7年法律第20号）第18条第3項」と「小切手法（昭和8年法律第57号）第23条第3項」が含まれているというものである。

このように商法と手形法・小切手法とを比較すると、両者の間には改正の回数はもちろんの

こと、改正内容の点でも比較にならない程の違いがある。さらに、現行の手形法・小切手法にはすでに実務上ほとんど利用されない制度や条文もあり、<sup>(2)</sup> 条文の数も手形法が94条、小切手法が81条であるのに対して、商法は851条と、その約10分の1の数にすぎない。経済と密接に関係しているという点では、商法も手形法・小切手法も同様であるにもかかわらず、両者の改正を比べると大きな違いが存在することが分かる。これは後者の場合、「統一手形用紙制度」のもとでは実際上の手形や小切手の利用は銀行との関わり合いなしには利用することはできず、そのため銀行側、特に全国銀行協会連合会を中心に昭和37年8月に「銀行取引約定書雛型」、昭和44年4月には「当座勘定約定書ひな型」を公表し、各銀行ともこれらを採用した。これによって、実際上の問題が生じないよう、また生じた場合の対応について、詳細な規定が設けられており、実際上の手形・小切手の取り扱いなどに関してそれ程不都合が生じないためである。商法が「企業（会社）対企業（会社）」あるいは「企業対個人」という関係であるのに対して、手形法・小切手法の場合は、「銀行対手形・小切手利用者」という関係であるため、手形・小切手については統一した規定が作りやすいという側面があり、<sup>(3)</sup> 商法のようにその多くを国会の審議を経た「国家法」という形にする必要がないからである。

ところで、この点についてイギリス為替手形法を見ると、同法は1882年に制定されたが、その後1883年、1906年など数回の改正が行われたが、やはりわが国と同様、それ程改正は多くはない。ただ、わが国と異なり、イギリスは慣習法の国であり、金融当局の行政指導などで実際の利用が補われているのが現状である。<sup>(4)</sup>

このような中1989年に、銀行サービスに関する調査委員会（Review Committee on Banking Services）が発足し、銀行サービスの向上などを目的に種々の議論が展開され、その結果が、1989年に報告書（report）として纏められ、発表された。同報告書は銀行法（Banking Act）に多大な影響を及ぼすだけでなく、イギリス為替手形法にも大きな影響を与えた。<sup>(5)</sup>

そこで本稿では、同報告書の概要ならびにイギリス為替手形法にどのような影響を与えたかを検討するとともに、同委員会の発足の背景や同報告書の内容から、わが国の手形法・小切手法への示唆を探ることを目的とする。

#### （注）

- （1） 原田晃治「新しい会社法制の構築に向けて」商事法務研究158号32頁。
- （2） 前田庸教授も「参加」、「複本」、「謄本」は実務上ほとんど利用されないとしている。同・手形法・小切手法ii。
- （3） 鈴木祿弥・中馬義直・菅原菊志・前田庸・注釈銀行取引約定書・当座勘定規定3頁。
- （4） 菊池英博・銀行ビッグバン79頁。
- （5） Chalmers and Guest, Bills of Exchange, Cheques and Promissory Notes, 15th ed., by Guest, 1998, p. 4.

## 2 イギリス為替手形法の改正

イギリス為替手形法は1882年に制定されたが、その後何回か改正が行われた。ただ、わが国と異なり、イギリスでは為替手形法の条文を改正するという方法だけではなく、為替手形法の内容を修正する制定法を成立させるという方法でも行われてきた。

後者の場合として、まず第1回目の修正は、ゴードン (Gordon) 事件を契機として1906年為替手形 (線引小切手) 法 (Bills of Exchange (Crossed Cheques) Act) が制定された。同事件は、詐欺目的で数通の線引小切手に裏書をした事務員が、当該小切手を2つの銀行の自らの口座に入金をしたという事件である。しかし本事件では貴族院 (House of Lords) 判決で次の2点が確認された。第1は、被告である2つの銀行がともに、当該小切手が入金された直後に交換決済される前に、当該小切手の顧客の口座に貸方記入していたこと。第2に、顧客と銀行との間で、銀行が顧客に対して、入金され、かつその交換決済前に貸方記入された小切手の金額を引当に振出を行うことを認める取決めあるいは慣行があることが確認された。<sup>(3)</sup>そこで判決は、本件の場合、同法第82条が規定する銀行が顧客のために証券の取り立てをするのではなく、あくまで自己の計算において取り立てを行っている以上、第82条の保護を求めることはできないと判示した。この貴族院の判決は控訴院 (Court of Appeal) においても支持された結果、<sup>(4)</sup>その後1906年為替手形 (線引小切手) 法第1条では「銀行は、小切手の支払を受領する前に顧客の口座に小切手金額を貸方記入する場合であっても、1882年為替手形法第82条にいう顧客のために線引小切手の支払を受領することとなる」と規定した。<sup>(5)</sup>

第2回目の修正は、1882年為替手形法第51条第4項では為替手形の支払または引受が拒絶された場合には、その拒絶された当日に拒絶の覚書を作成しなければならないとされていたが、1917年為替手形 (拒絶覚書作成期間) 法 (Bills of Exchange (Time of Noting) Act) 第1条では「その為替手形については拒絶の日に拒絶の覚書を作成することができ、また、これに次ぐ取引日より遅れることなく、拒絶の覚書を作成しなければならない」と修正された。<sup>(6)</sup>

第3回目の修正は、1882年為替手形法第76条ないし第82条の線引小切手に関する規定である。すなわち、1932年為替手形法改正法 (Bills of Exchange Act <1882>, Amendment Act, 1932) は1882年為替手形法第76条ないし第82条の線引小切手に関する規定を、「銀行支払指図書があたかも小切手であるかのように銀行支払指図書にも適用される」と規定した。<sup>(7)</sup>

第4回目の修正は、1882年為替手形法第82条の線引小切手に関する規定を削除して、1957年小切手法 (Cheque Act) という単独の法律を制定した。

以上のように、わが国と同様にイギリス為替手形法の改正もそれほど多いとはいいがたい。ただ、手形法そのものではなく、他の法律の中で手形に関する事項を規定している法律もあり、そこでの改正ということもある。<sup>(8)</sup>

### (注)

(1) 法律改正が行われた条文は、第4条第2項、第7条第2項と第3項、第12条、第14条第1項、

- 第15条、第18条第3項、第33条、第36条第3項、第39条第4項、第41条第2項、第44条第2項、第49条第6項、第51条第2項、第61条、第62条、第64条、第73条、第74条、第91条から第95条、第100条である。Chalmers and Guest, op. cit., p. 4.
- (2) Capital and Countries Bank v. Gordon; London, City and Midland Bank Ltd. v. Gordon [1903] A.C. 240.
- (3) Holden, Bankers and Customer, The Law and Practice of Banking Vol. 1, 4th ed., 1986, p. 99.
- (4) 同判決を巡っては、賛成派（Bernard Campion, K.C., Journal of the Institute of Bankers, lv, 194.）と反対派（Lord Chorley, The Law relating to the Collection of Cheques by Bankers for their Customers (being the Gilbert Lectures on Banking, 1953), pp. 23-4.）が対立している。
- (5) 1906年為替手形（線引小切手）法第1条は、次のように規定する。  
a banker receives payment of a crossed cheque for a customer within the meaning of Section eighty-two of the Bills of Exchange Act, 1882, notwithstanding that he credits his customer's account with the amount of the cheque before receiving payment thereof.
- (6) 1917年為替手形（拒絶覚書作成期間）法第1条は、次のように規定する。  
it may be noted on the day of its dishonour and must be noted not later than the next succeeding business day.
- (7) 1932年為替手形法改正法は、次のように規定する。  
as amended by the Bills of Exchange (Crossed Cheques) Act, 1906 shall apply to a banker's draft as if the draft were a cheque.
- (8) 武市春男・イギリス流通証券法65頁。

### 3 1989年銀行サービス調査委員会報告書

#### (1) 委員会発足の背景

近年、銀行分野において顧客の利益を巡っての競争が一段と増大することとなった。それは1986年住宅金融組合法（Building Society Act 1986）によって、多くの住宅金融組合が、それまでの付加的権限とされていた銀行業や財政サービスを目的とする市場に本格的に参入できるようになったためである。すなわち、従来まで商業銀行に対してしか認められていなかった種々の権限が住宅金融組合に対しても認められるようになったことによって、両者の間で個人顧客の獲得などを巡る競争が激化することとなったのである。たとえば、利息付当座勘定口座の開設や開店時間の長時間化、あるいはカードを基礎とする施設の増大化などがその例証としてあげられる。ただし、これらは法人企業にとってはほんの僅かなことにすぎない。

また、様々な技術革新によって新たな支払方法が生み出され、これらを顧客に提供し、これがさらに競争を激化させることとなった。たとえば、「独占・合併に関する委員会報告書」（Report of Monopolies and Mergers Commission）によって提示されたクレジット・カード・サービスに関する競争が大きくなってきている。勿論、当然これらの発展を押さえる規定を導入することは決して好ましいことではないこと<sup>(1)</sup>はいうまでもない。

このように顧客の利益を中心とした競争と革新によって銀行サービスに関しても更なる改善が必要となったというのが、今回の銀行サービス調査委員会が発足した背景であり、さら

により良い銀行サービスの在り方についての提言を纏めることを狙いとし、またこれらの提言に基づいて政府に対して種々の改革を実行させることが同委員会の目的であったといえよう。

## (2) 委員会発足の目的と構成

イギリス政府は、1987年1月に銀行サービス調査委員会およびイングランド銀行（Bank of England）に対して共同で銀行サービスに関する法と実際との調査を命じた。これは銀行サービスに関する規定の多くが、前世紀の枠組みで規定されており、そのため現在の急速な変化に対して対応できていないというのが現状であったためである。すなわち、銀行サービスに関する主な法律が作られてから、今日までの間に全くその見る影がなくなる程実際の銀行サービスが変化してきており、そのため現在の法律がどの程度実際の銀行サービスに対応しきれているのかどうか、またそれとの関係で銀行サービスの詳細な実態調査が必要であるとの認識がなされ、かつその時こそ今であると認識されたのである<sup>(2)</sup>。

そこで、調査委員会は銀行サービスとの関連でイギリス為替手形法についても種々の提言を纏めることとし、この部門の専門家であるシャー博士（Dr A.M. Shea）に報告書の提出を依頼した<sup>(3)</sup>。それによると、1882年法の範囲の拡大あるいはその規定内容の一部修正などの提言がなされている。またこの報告書に含まれているサブ報告書ではシャー博士によって準備された「改正草案」には多くの具体的な提案がなされ、その多くが調査委員会によって採用されている<sup>(4)</sup>。

さて、調査委員会はロバート・ジャック（Robert Jack）CBE教授を委員長とし、委員としてリリアナ・アーチバルト（Liliana Archibald）女史およびジョロフェリー・テイラー（Jorofery Taylor）氏の2名を、そして秘書としてノートン（WJE Norton）氏を、さらに秘書助手としてガモン（AJ Gammon）氏をそれぞれ任命した<sup>(5)</sup>。

調査委員会の主たる目的は、銀行と顧客の両者から見た銀行サービスに関する法律と実際との関わり合いを調査するとともに、支払・送金その他の銀行サービスの効果的、かつ能率的な作用あるいはそれらの安全性・確実性・有益性について一般的な公益という観点から調査することにあつた。すなわち、同委員会の調査範囲は銀行および住宅金融組合の顧客である個人および企業に対する直接的なサービスについてであり、したがって、税金に関する事柄や銀行に影響を与える会社法、さらには1987年銀行法また1986年住宅金融組合法に規定されている銀行に対する監督等の問題は、同委員会への委託項目からは除外されていた<sup>(6)</sup>。

## (3) 報告書発行に至るまでの経過

調査委員会は、1987年に5つの諮問報告書（Consultation Letters）を発行し、それは1989年2月23日に発行されたコモン・ペーパー（Common Paper）の中の付属書類（Appendix A）に納められている。第1の諮問報告書は「現金自動支払機」（Automated Teller Machines）に関してであり、これは1987年2月11日に作成され、前記報告書の166頁から167頁までの間で述べられている。第2の諮問報告書は「銀行と顧客との関係」（Banker-Customer Relations）に関してであり、同じく1987年3月20日に作成され、168頁から173頁までの間で述べ

られている。第3の諮問報告書は「1882年為替手形法、小切手、支払証券」(The Bills of Exchange Act 1882, Cheques and Payments Instruments) に関してであり、これは同年7月7日に作成され、174頁から180頁までの間で述べられている。第4の諮問報告書は「電子資金移動：法的争点」(Electronic Funds Transfer: The Legal Issues) に関してであり、これは同年8月14日に作成され、181頁から195頁までの間で述べられている。第5の諮問報告書は「多方面の法的争点」(Miscellaneous Legal Issues) に関してであり、これは同年9月9日に作成され、196頁から207頁までの間で述べられている。<sup>(7)</sup>

また、これらの諮問内容に対しては各方面の団体あるいは個人より多くの意見書が提出されている。<sup>(8)</sup>

まず、団体としては、以下の通りである。

- ・1987年2月23日手形交換所（ロンドン）  
意見内容：CHAPS および地方手形交換所の役割について
- ・1987年2月24日ナショナル・ウエストミンスター銀行データセンター（ロンドン）  
意見内容：コンピュータ部門および手形交換部門の勤務時間について
- ・1987年3月9日 銀行自動交換サービス（BACS）（エドゥアー）  
意見内容：勤務時間について（手形交換に関する法的側面からの論争）
- ・1987年3月10日 銀行オンブズマン（ロンドン）  
意見内容：実行計画について
- ・1987年3月25日 スコットランド手形交換所加盟銀行委員会（エジンバラ）  
意見内容：銀行の休業日、EFT、資金の譲渡と差押え、銀行の証明書、ATM、截頭、手形交換、銀行および産業界、消費者保護について
- ・1987年4月1日 北アイルランドCBI（ベルファスト）  
意見内容：全北アイルランドの銀行休業日、手形交換、政府支払指図書、銀行営業時間、新たな技術競争の導入、消費者保護、秘密性、EFT、ATM などについて
- ・1987年4月24日 住宅金融組合協会（ロンドン）  
意見内容：住宅金融組合のATM システムについて
- ・1987年6月18日 ロンドン大学商法研究センター（ロンドン）  
意見内容：国際銀行法に関する会議について

この他、団体として全部で56件の意見書が提出されている。

つぎに、個人としては、以下の通りである。

- ・1987年1月26日 南アフリカ・マラン教授およびブレトリアス弁護士  
意見内容：南アフリカにおける同様の調査について
- ・1987年4月8日 アメリカン・エクスプレス・フェレンストローム氏およびコーンソール氏  
意見内容：イギリスおよびアメリカにおける消費者問題について

- ・1987年7月8日 カリフォルニア大学・ジョーダン教授  
意見内容：アメリカ EFT 法，公正信用支払請求法，統一商法典，アメリカ小切手法について
- ・1987年8月27日 デンマーク・オーバーベック氏  
意見内容：デンマーク支払カード法について
- ・1987年10月21日 イギリス銀行協会・ソロモン氏他  
意見内容：銀行の今後の見通しについて
- ・1988年4月26日 ブリテッシュ・テレコム・ブーマー氏  
意見内容：ネットワーク・システムの安全性について
- ・1988年5月18日 支払交換サービス協会・グリーン氏他  
意見内容：EFT の法と実際について
- ・1988年10月18日 香川大学・後藤紀一教授  
意見内容：日本における銀行の発展について

この他，個人としては合計で，16件の意見書が提出されている。

以上のように極めて多くの意見書が提出された。

さて，調査委員会はその報告書の中で，銀行サービスの分野では幾つかの点で規制が必要であるが，過度の規制はかえって，同分野での競争と革新を閉じ込めることとなり，その点では過度の規制は避けることが必要であると述べている。また同報告書は以下のような4つの目標を達成することが必要であるとも述べている。

第1に，銀行と顧客間の公平性および透明性を確保すること。

第2に，銀行システムの安全性についての信頼を維持すること。

第3に，銀行のシステム能力を促進させること。

第4に，顧客に対する銀行の秘密保持の義務を遵守および強化すること。

以上の4つの目標を掲げ，これらの目標を達成するために調査委員会は以下の2つのことを考えていた。

第1は，自らの勤勉さや自助努力によって上記のことが達成できるならば，制定法や規制などの外部的な強制力ではなく，自己規制でこれらを達成すべきであること。

第2は，もし自らの努力などの自己規制でそれが達成できない場合は，外部的強制力をもって目標を達成すべきであるとしている。この場合は，たとえば，弱者保護あるいは判例法の分析を行い，さらにはできるだけ例外的なことを排除することが必要であるとも述べている。また外部的規制という方法による場合には，銀行実務に関する現代的発展という時代に合った規制をする必要があるとともに必要ならば銀行実務に関する法を制定してもよいのではないかと述べている。一般的に調査委員会は現在の銀行サービス法が十分な法的枠組みについて規定しており，大きな欠陥や実際との間のギャップはそれ程多くはないと考えていた。しかしながら，その上でなお他の点で有益な規制や規定が必要とする分野があることもまた認めている<sup>(9)</sup>。

#### （4）委員会報告書の内容

1989年に調査委員会の報告書が発行された。同報告書はコモン・ペーパー（Common Paper）の中に納められ、コモン・ペーパーはA4版、433頁からなるもので、1頁84字×66行で、1頁5,544字、全体として約240万字からなる膨大な報告書となっている。

内容としては、第1章から第18章までの18章からなり、その後に付属書類としてAからSまでの19の付録が付されている。各章は以下の通りとなっている。

- 第1章 調査の範囲
- 第2章 改正の背景
- 第3章 ヨーロッパ共同体および諸外国における発展
- 第4章 経過
- 第5章 銀行の守秘義務
- 第6章 その他銀行と顧客間の中心的側面
- 第7章 小切手および類似の支払指図書
- 第8章 流通証券
- 第9章 新たな応用技術のための新ルール
- 第10章 新たな応用技術と顧客
- 第11章 柔軟な改革
- 第12章 支払の取消と完了
- 第13章 多様な争点
- 第14章 複雑な争点
- 第15章 決議された論争のための枠組み
- 第16章 銀行実務の基準
- 第17章 結論
- 第18章 提言
- 補遺 新たな会社支払手形

以上のような内容となっている。さらに付属書類AからSまででは主要な問題点を個別的に、かつ詳細に論じている。なお、付属書類AからSまでは以下の通りとなっている。

付属書類A：参照条文と補助論文

付属書類B：調査委員会に対して正式な証言を述べた顧問

付属書類C：調査委員会あるいは同委員会の秘書に対して、またそれらによって調査されたプログラム

付属書類D：支払システムの利用状況：その統計的分析

付属書類E：手形交換制度の現状および電子資金移動システム

付属書類F：期間と条件：支払カード

付属書類G：期間と条件：一般的な銀行サービス



付属書類H：オンブズマン体制：委託項目  
 付属書類I：実際と規制についての法律に関する内閣へのガイダンス  
 付属書類J：公正取引委員会によって提示された適切な実務に対する法律  
 付属書類K：電子資金移動システムに関するオーストラリア適切実務法  
 付属書類L：調査委員会による制定法ではない銀行実務に関する法  
 付属書類M：銀行支払指図書<sup>(1)</sup>の例示  
 付属書類N：1882年為替手形法：専門的提言  
 付属書類O：データ保護登録：政策提言  
 付属書類P：支払カードに関するヨーロッパ委員会の提言  
 付属書類Q：秘密情報の公開のために提供された制定法  
 付属書類R：流通証券に関する国連会議  
 付属書類S：銀行実務に関する制定法が必要とされる場合の補助立法の概要  
 以上のように詳細にわたっている。

(注)

- (1) (1990) Cm. 1026, p. 1.
- (2) *ibid.*
- (3) Chalmers and Guest, *op. cit.*, pp. 4-5.
- (4) (1989) Cm. 622, Rec. 8 (2).
- (5) *ibid.*, (1990) Cm. 1026, p. 1.
- (6) *ibid.*
- (7) *ibid.*, (1989) Cm. 622, Appendix A.
- (8) *ibid.*, Appendix C.
- (9) *ibid.*, (1990) Cm. 1026, p. 2.

**4 委員会報告書に対する政府の回答**

以上のように調査委員会は、詳細な報告書を発行するとともに政府に対して、その回答を求めた。これに対してイギリス政府も90年に回答をまとめ、コモン・ペーパーの中で発表している。同報告書の本体もA4版、5頁からなるもので、全体としては約27,000字に及ぶものである。特に、付属書類1から8まででは主要な問題点を個別的に、かつ詳細にわたって論じている。全体としては、競争を打ち立てることに主眼を置き、もしそれが実行できない場合には競争を打ち立てるための自助努力あるいは法による規制もやむを得ないとしている。この場合の規制は法律が不十分であったり、現代に合致しないところを整理して競争を打ち立てられるようにするというものであり、また銀行の顧客を保護する手段のいずれかの場合に規制は実施される必要があるとしている。<sup>(1)</sup>

ところで、この政府の回答は大きく4つにまとめることができる。

第1は、透明性および公平性の確保ということである。すなわち、顧客を扱う銀行と住宅金融組合との間の透明性と公平性を促進するためには「競争の原理」が決定的な役割を果たすこととなるとしている。学術書を始め、新聞紙上では各銀行および各住宅金融組合の利率の比較表や口座の説明などがなされているが、これによって、顧客は多様な情報を入手するとともに自分達にとって最も有益なものを選択している。しかしながら、反面銀行の手数料や口座開設のための条件や期間といった問題については透明性は保たれていないのが現状である。ところが、銀行の手数料を透明にしたり、口座の機能を増大させるために規制を加えるということは困難といわねばならない。したがって、政府はこれらの透明性を増大させるためには調査委員会が銀行実務に関する法律を通して提案したように法的強制力をもって実現するのではなく、あくまでも規制という手段ではない方法で実現されるべきであるとの見解を示している。そこで、銀行および住宅金融組合の代表者は透明性を増大させるための法律整備の準備をし、かつ発効させることに同意をしたのである。1990年4月1日に、委員会による法典の準備が開始されるとともに顧客の利益の代表者との協議などを行うための独立した組織をつくり、委員長をジョージ・ブルンデン（George Blunden）氏に委託をした。この組織の目的は、法典の主要な部分<sup>(2)</sup>を1991年の早い時期に適切に準備することにあった。

また、透明性の問題との関連で公平性の問題も大きな問題とされた。たとえば、もし銀行や住宅金融組合の顧客が他の者と比べてそれ程有利に取り扱われていないと実感するならば、その顧客は当然自分の口座を他の口座に移動することとなる。この点では、競争原理は大きな役割を果たしているといえるのである。しかし実際には競争原理は顧客が期待している銀行サービスの最小限度の基準を確立しているにすぎない。また銀行の役割であると判断する基準を提供しているにすぎない。したがって、このような原則はさらに広く拡大する必要があるとも述べている。<sup>(3)</sup>

さらに、今後の公平性の方向性としては、銀行に対して正式な苦情があった場合に銀行がどのように処理をしていくのかという手続方法を規定する必要がある、もしこれが困難であるとするならば、オンブズマン体制にそれらを接続できるようにすることが必要であるとしている。この点住宅金融組合の場合は、1986年住宅金融組合法で規定され、その規定の枠組みに基づいて委託されたオンブズマン体制に接続するように要求されている。それに対して、銀行の場合は、その多くが1986年にできた任意オンブズマン体制によって個人口座の約99%がカバーされている。この銀行オンブズマンによって作られた仲裁判断書（Award）は銀行を拘束することとなり、そのため政府としては、このオンブズマンという組織を使うことによって十分この問題の対応は図られると考えていた。そして調査委員会の多くの提言も、銀行オンブズマン委員会によって採用され、これは非常に有益なものとなったのである。<sup>(4)</sup>

ところが、銀行に適用されるオンブズマン体制と住宅金融組合に適用されるオンブズマン体制との間には大きな相違点があった。この相違点は、住宅金融組合を拘束する仲裁判断書の作成を住宅金融組合組織に修正をするかあるいは銀行オンブズマンの権限を弱めるかのどちらか

によってなくすことが可能であり、政府としてはそれなりの役割を果たす両組織を変更するよりも現在行われている体制を維持する方が賢明であると考えた。<sup>(5)</sup>

政府の回答の第2は、銀行システムの安全性に関する信頼を維持することである。この点については政府も調査委員会の提言に多くの点で賛同し、またその信頼は立法化によって促進されるとも考えていた。調査委員会は安全性に対する有益性、小切手の非譲渡性の形式化について述べ、かつこのことは新しい銀行支払指図書 (bank payment order) を採用することによって可能であると提言している。この点については協議の過程でいくつかの意見書が提出された。この意見書では小切手の非譲渡性を形式化するために新しい銀行支払指図書を採用するよりもむしろ現在の種々の問題点を克服することの方が有益であると主張されている。そのために政府は新しい銀行支払指図書なる証券を取り入れるという提案を採用しなかった。しかし、小切手上の線引の性質を巡っては、現在混乱が生じており、また「受取人勘定のみ」(account payee only) という文言では線引としては不十分であり、立法化の過程で線引の法的位置付けが明確にされるであろうし、「受取人勘定のみ」という文言に法的強制力が与えられることになる<sup>(6)</sup>とも述べている。

さらに、調査委員会は支払が確実に完了したことを法律上明確にする必要があることも指摘している。しかし引受の明確化の必要性の一方で、政府は支払の明確化の立法化については余り考えていなかった。この点については多くの専門家もアメリカにおける立法化をただちにイギリスにおいても採用することは時期尚早であると主張している。<sup>(7)</sup>

その他の分野でも多くの立法が現在なお存在し、その有効性は保たれているとしている。たとえば、1882年イギリス為替手形法は今から100年以上前に制定されたものではあるが、現在なお有効に機能している。したがって、政府もまた調査委員会の提言と同様にこの法律を今完全に新たなものに<sup>(8)</sup>する必要はないと考えていた。

政府の回答の第3は、銀行システムを促進させるためには、銀行それ自身のために一つ一つの問題を大きくしなければならぬということであった。たとえば、小切手の「端を切ること」を認めるための立法の導入が考えられていた。これによって銀行に対してデータの譲渡を機械的に処理することが認められることとなり、毎日支払われる膨大な数の小切手の送付を減少させることが可能となると考えていた。<sup>(9)</sup>

政府の回答の第4は、顧客に対する銀行の守秘義務の強化という点である。<sup>(10)</sup> 銀行は特別な場合を除いて顧客に対して第1の守秘義務を有している。「特別な場合」とは、1924年の Tournier 事件での判決で、バンクス (Bankes) 判事によって示された Tournier ルールと呼ばれるものである。<sup>(11)</sup> この事件は、被告銀行が、同銀行の顧客である原告との間で当座貸越の融資契約をしたが、その際、原告はこの貸付金を毎週分割で返済する旨の借用証書に署名をした。この時当該証書には原告が雇用される予定となっていた会社の名称と住所が記入された。しかしその後債務が履行されなかったため、被告銀行の支店長が原告の自宅の住所を知るために当該証書に記入されていた原告が勤務する会社に電話を掛け、その際会話の中で、支店長は、原告

が貸越の返済を履行していない旨、また原告が大金を賭け事に費やしている旨を伝えた。このような事実を知った会社は、原告との雇用契約の更新を拒絶した。そこで、原告は銀行に対して契約上の黙示的条件（implied term）である守秘義務に違反するとして訴訟を提起したものである。<sup>(12)</sup>

控訴院（Court of Appeal）は、原則として銀行は顧客に対して黙示的契約上の守秘義務を負っていると判示し、原告勝訴となった。この判決では銀行は顧客に対して以下のような内容の守秘義務があることを認めた。第1に、守秘義務の対象となる情報は、顧客自身が提供した情報に限定されるものではなく、勘定口座を通過するすべての取引に関する情報が含まれること。第2に、守秘義務は現実の取引が終了した後も存続するものであり、したがって、取引関係が存続中に得た情報を、取引関係が終了した後も開示してはならないこと。第3に、例外として、①法が開示を強制する場合、②開示することが公益（public interest）に対する義務である場合、③銀行の利益の上で開示することが要求される場合、たとえば、過振りについて銀行が支払ったことに基づいて顧客を訴えるような場合、④顧客の明示もしくは黙示の同意がある場合については守秘義務がないこと。以上3点の原則が認められた。<sup>(13)</sup>

ところで、この Tournier ルールは立法化・成文化することの必要性もなく、かえって、立法化することは新たな困難と混乱を招くこととなるとして、政府は Tournier ルールの立法化に対して強く反対した。しかしながら、ほとんどの顧客は Tournier ルールを知らないのは明らかであり、またこの Tournier ルールによって顧客に重要な保護が与えられているということも知らない。そこで政府としては、銀行が Tournier ルールの効果について明確、かつ簡潔な説明をすることを望んでおり、また銀行実務の法規にはすでに規定されている個人顧客の保護を明らかにする Tournier ルールの一般的効果について説明をすべきであるとしている。ただ、それ以上の詳細なルールを整えることも必要ではないし、また法人顧客についてどのようにカバーするかということも必要ではないとしている。<sup>(14)</sup>

さて、政府は以下の点については調査委員会と共通の認識を持っている。すなわち、顧客に関する個人情報、マーケティング目的あるいは銀行グループ内でのみ使われるべきであり、また情報は顧客の同意があるかあるいは顧客が知らない間に信用調査の代理人に漏れてはならないことも当然であるとしている。1984年データ保護法は公表された情報は公平に得られることを要求している。しかしこの個人情報の保護について、これ以上の更なる成文化は問題を複雑化してしまうとも考えられていた。<sup>(15)</sup>

以上のように、政府としては調査委員会の提言については賛成しつつも、要約すると以下のように考えていた。<sup>(16)</sup>

第1に、銀行サービスについては制定法をもって定めるのではなく、あくまでも自治的な方法や手段によって解決を図る方が妥当であること。したがって、現在ある制定法や判例法が十分な役割を果たしており、問題がない以上これらをただちに変更する必要性はないとしている。しかしその上で法律の制定を必要とする場合には制定法によって規制することはやむを得

ないものであるとしている。

第2に、守秘義務について規定する現行法の改正は必要ないとしている。しかし銀行の顧客に対して銀行実務に関する法規を知らせるべきであるとの提言には賛成をしている。

第3に、現在のオンブズマン体制は止めるべきであると述べているが、多くの銀行を銀行オンブズマン体制に参加させることには賛成している。

第4に、正当な経過の中で生じたすべての支払カードについての損失に対する顧客の責任は、現行の50ポンドより拡大するよう規定するとしている。なお、顧客がカードと暗証番号を求めているにもかかわらず、郵送することは止めるべきであるとしている。

第5に、新しい種類の銀行支払指図書導入の必要性についても否定している。しかし、小切手の線引や模様についてはその位置を明確にするための立法は必要であると考えている。

第6に、手形法の修正や改正の必要性ならびに委員会提言の多くが採用されるべきであるとしている。

(注)

- (1) *ibid.*, (1990) Cm. 1026.
- (2) *ibid.*, p. 2.
- (3) *ibid.*
- (4) *ibid.*
- (5) *ibid.*
- (6) *ibid.*
- (7) *ibid.*
- (8) *ibid.*
- (9) *ibid.*
- (10) *ibid.*
- (11) Banks LJ, in *Tournier v. National Provincial and Union Bank of England Ltd* [1924] 1 KB 461, 473.
- (12) Hedley, *Bills of Exchange and Bankers' Documentary Credit.*, 3d ed., p. 181.
- (13) 植田淳・英米法における信認関係の法理170頁。
- (14) *ibid.*, (1990) Cm. 1026.
- (15) *ibid.*
- (16) *ibid.*

## 5 委員会報告書と為替手形法への影響

以上のように、調査委員会報告書は銀行実務に関する法規に多大な影響を与えたということができよう。しかも単に銀行実務に関する法規だけではなく、為替手形法にも大きな影響を与えた。なぜならば、銀行取引と手形・小切手とは密接に関係しているからである。したがって、ここでは委員会報告書が為替手形法にどのような影響を与えたかを委員会提言を中心にみるととする。具体的には委員会提言は40項目から成り立っている。

第1は、新たに為替手形法では次のような専門用語を採用すべきであるとしている。すなわち、①流通性 (negotiability) と流通 (negotiation) の区別で、これは完全な権原 (Perfect title) を与えるための譲渡方法として、両者を区別すべきであるとしている。②譲渡 (transfer)、これは譲渡人が有する権原を譲渡することができる方法として採用すべきであるとしている。③指図証券、これは支払のための指図を含めるために採用すべきであるとしている。<sup>(1)</sup>

④約束証券、これは支払のための約束を含めるために採用すべきであるとしている。<sup>(2)</sup>

第2は、指図証券および約束証券については新法の中で共に取り扱うべきである。<sup>(3)</sup>

第3は、署名および書面に関する定義はこれを変更すべきではない。<sup>(4)</sup>

第4は、法人の能力の欠缺によって正当所持人の権利が妨げられないようにすること。<sup>(5)</sup>

第5は、振出人の抗弁によって支払人としての地位が妨げられないように、禁反言の規定を設けるべきである。<sup>(6)</sup>

第6は、1882年法第25条の「代理署名」に関する条文は廃止すべきである。<sup>(7)</sup>

第7は、広く散在する「署名」に関する条文（3条、17条～19条、23条～26条、28条、56条、83条と91条）は、一緒にして明確にすべきである。<sup>(8)</sup>

第8は、本人が存在しない場合あるいは無権代理の場合の無権代理人の責任についての特別規定を設けるべきである。<sup>(9)</sup>

第9は、証券が補充される以前に譲渡人として署名したものの地位としては、もしその証券がそれ以前に補充されたならば、署名者に責任を負わせるように明文をもって規定すべきである。<sup>(10)</sup>

第10は、証券上の支払金額を決定する場合、公表されているか、あるいは公的な交換レートや利率との関係で、また一日の経過の中で変更することが余儀なくされるレートを使うことに関しては、証券上で特定の時間が指定されていない場合には、現在実施されている午前11時のレートを使うべきである。<sup>(11)</sup>

第11は、非公開を基礎とした取立受任システムの下では、もし証券が非証券化されたならば、支払金額を表示する必要はない。しかし、本人が支払金額を文字と数字の両方で表示することを続けた場合はこの限りではない。<sup>(12)</sup>

第12は、一対の署名の片方の署名（たとえば、旅行用小切手の場合）をカバーするために支払のための条件については例外を認めるべきである。<sup>(13)</sup>

第13は、確定日払証券あるいは日付後払証券は、一覧払いとして取り扱われるべきである。また、確定日にあるいはそれ以前による支払がなされる証券は、その日に支払われるように取り扱うべきである。<sup>(14)</sup>

第14は、現行法第10条（1）（b）の条文は修正されるべきである。なぜならば、もし支払日が省略されているならば、その証券は一覧払手形としては取り扱われないからである。ただし、この点については反対意見もある。<sup>(15)</sup>

第15は、振出日から満期までの“時期” (sight) については、新法で定義すべきである。<sup>(16)</sup>

第16は、引受後あるいは通知または一覧の日に支払うべき証券は、確定できる将来の時に支払うべき証券として取り扱うべきである。また日付後あるいは通知後に支払うべき証券は、一覧払い証券として取り扱うべきである。<sup>(18)</sup>

第17は、受取人名が白地の証券は、持参人払式として取り扱うべきである。<sup>(19)</sup>

第18は、もし振出人の署名が指図証券上にないが、支払人の署名がある場合は、それは約束証券として取り扱うよう規定をもって明確にすべきである。<sup>(20)</sup>

第19は、引受がない場合にも支払をするという指図については、有効な指図証券であるとする規定をもって明確にすべきである。<sup>(21)</sup>

第20は、支払約束なのか支払指図なのか曖昧な表示の証券の場合は、所持人の選択でどちらにも取り扱われるという効果を与えるべきである。<sup>(22)</sup>

第21は、もし支払人の名前が誤って記述された場合は、振出人の意思を示す証拠が持ち出され、また、支払人の正確な署名が付加されたならば、たとえ形式上誤って引受がなされても、支払人が望む場合は引受をすることができるよう規定を設けるべきである。<sup>(23)</sup>

第22は、現行1882年法71条（1）（2）（3）と（6）の為替手形についての規定は、約束手形にも適用すべきである。<sup>(24) (25)</sup>

第23は、流通と譲渡あるいはこれらの派生語は、新法の中では明確に区別されるべきである。<sup>(26)</sup>

第24は、約因に関する要件は、廃止されたが、現行1882年法29条（2）と30条（2）の「有償」と「善意」に関する規定は残すべきである。また明確にするために「所持人あるいは前者によるかどうか」の文言を30条（2）の末尾に付加されるべきである。<sup>(27) (28)</sup>

第25は、現行法を明確にするために、持参人払式証券上の裏書について、新法では明文をもってその法的地位について規定すべきである。<sup>(29)</sup>

第26は、満期後の手形に関する現行36条（3）は変更すべきではない。<sup>(30) (31)</sup>

第27は、違法な裏書人は被裏書人および爾後の被裏書人に対して責任を負うという明確な規定を設けるべきである。<sup>(32)</sup>

第28は、受取代理人の場合は（XによってABに支払うというような）、自身の氏名（X）があるかあるいは証券上形式的に示されたかどうかで裏書をするを認めるべきである。<sup>(33)</sup>

第29は、現行35条と同様に、新法では流通と譲渡とを区別されるべきである。<sup>(34)</sup>

第30は、引受に関するすべての規定は、新法に引き継がれるべきである。<sup>(35)</sup>

第31は、新法ではもし支払人が複数いる場合はすべての者の署名が有効な引受であると構成されることが必要であると明定すべきである。ただし、それらがパートナーシップであったり、一人の署名が全員の署名とする権限が与えられた場合は、この限りではない。<sup>(36)</sup>

第32は、新法ではもし引受が支払人およびそれ以外の者によって署名された場合でも、有効であるとすべきであり、また、その他の署名は裏書であるとするべきである。<sup>(37)</sup>

第33は、新法では形式上引受がなされたかどうか不明確な場合、所持人をしてその者に資格があるとして取り扱うことができるようにすべきである。すなわち、引受行為を明確にするよ

うに引受人に責任を負わせることが必要である。<sup>(38)</sup>

第34は、新法では銀行に対して支払うべき引受は、当該銀行に支払うための委託であることを明確にすべきである。<sup>(39)</sup>

第35は、呈示については以下のような規定を設けるべきである。<sup>(40)</sup>

(a) 郵便局以外の他の配達人による配達、慣習によって配達の特権が与えられている場合は、その者によって呈示することは可能であるとすべきである。

(b) 手形交換所による呈示あるいは手形交換所を通しての呈示は、呈示としてはそれで十分であるとすべきである。

第36は、新法では不渡通知を電話あるいはその他の機種による場合も有効であることを明確にすべきである。<sup>(41)</sup>

第37は、新法では支払呈示および不渡通知に関しては、「相当な期間」とすべきであり、またその後は振出人および裏書人は責任を免れるとすべきである。<sup>(42)</sup>

第38は、1882年法98条および100条の条文は、現行通り残すべきである。<sup>(43)</sup>

第39は、支払金額を確定損害賠償額として取り扱う1882年法57条の現行の条文は、不履行について支払うべき利息の利率の明細を認められるよう修正されるべきである。もしこれが制裁でなければ、強制されるべきである。<sup>(44)</sup><sup>(45)</sup>

第40は、54条、55条、57条、59条、62条、63条、64条の現行規定については、最小限度の技術的変更がなされるべきである。しかしながら一部拒絶あるいは一方の当事者の責任についての免除については提言をするものではない。<sup>(46)</sup><sup>(47)</sup>

以上のように、40項目からなる詳細な提言がなされている。

#### (注)

(1) *ibid.*, (1989) Cm. 622, Appendix N; Shea Report paragraph 3.

(2) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 4. 2.

(3) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 5. 6.

(4) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 6. 3.

(5) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 6. 4.

(6) 1882年為替手形法第25条は「代理による署名は、当該代理人には制限的な署名権限のみ有することを知らしめる効力がある。また、このような署名による場合本人は当該代理人が自己の真実の代理権内において署名した場合にのみ義務を負うにすぎない」と規定している。

(7) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 7. 8.

(8) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 7. 10.

(9) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 7. 11.

(10) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 7. 12.

(11) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 10. 12.

(12) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 11. 5.

(13) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 12. 8.

(14) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 14. 2.



- (15) 第10条（1）（b）は「支払の時期を定めていない時」はこれを一覧払いの為替手形であると規定している。
- (16) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 14. 3.
- (17) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 14. 4.
- (18) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 14. 5, 14. 6.
- (19) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 15. 1.
- (20) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 15. 3.
- (21) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 15. 4.
- (22) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 15. 5.
- (23) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 15. 6.
- (24) 第71条（1）（2）（3）（6）は「（1）手形が1組として、数通振り出された場合、その組の各通に番号が付されており、かつ他の各通に対する関係が記載されている時は、その各通は合して1個の手形を構成する。（2）複本の所持人が、その数通を各別に数人に裏書した時は、その所持人は、その各通について責任を負い、爾後の裏書人全員は、それぞれ自己の裏書した1通が各別の手形であった場合と同様に、その1通について責任を負う。（3）複本の数通を各別の正当所持人に流通せしめた時は、このような所持人においては、まず最初にその所持人となった者をもって、その手形の真正な所有者とみなす。ただし、本項の規定は、まず最初に彼に呈示された1通を、正当な過程にしたがって引受または支払をした者の権利に影響を及ぼすものではない。（6）本条に別段の定めがある場合を除いて、複本として振り出された手形のいずれかの1通が支払その他の理由によって消滅した時は、これによってその手形の全部が消滅する」と規定している。武市・前掲435頁以下参照。
- (25) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 19. 2.
- (26) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 1.
- (27) 第29条（2）は「特に手形流通者の権利は、この者が詐欺、強迫もしくは暴力および恐怖その他の不法手段によりまたは違法な約因をもって手形を取得もしくはその引受を得た場合であるとか、またはこの者が信義に違背しもしくは詐欺となるべき事情のもとで手形を流通せしめた場合であるとか、という時は本法にいう瑕疵あるものとなる」と規定し、また第30条（2）は「為替手形の所持人は、一応これを正当な所持人と推定する。ただし、手形上の訴訟において、その引受、振出またはその爾後の流通について詐欺、強迫もしくは暴行および恐怖または違法原因が影響を有したことを容認せられまたはその証明があった時は、所持人において相手方の主張する詐欺または違法原因があった後において、その手形に対して善意に対価が提供されたことを証明しない限り、自ら正当所持人であることを立証しなければならない」と規定している。武市・前掲418頁参照。
- (28) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 2.
- (29) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 8.
- (30) 第36条（3）は「一覧払手形は、不相当の期間にわたって流通せしめられたことが、その表面上明らかな時は、これを本条の意義および目的に照らして、満期を経過したものみなす。どのような期間をもって、この目的のために、不相当な期間と解すべきかいは、事実問題である」と規定している。武市・前掲420頁参照。
- (31) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 9.
- (32) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 10.
- (33) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 11.
- (34) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 20. 12.
- (35) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 1.
- (36) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 2.

- (37) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 2.
- (38) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 3.
- (39) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 3.
- (40) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 4.
- (41) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 5.
- (42) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 21. 6.
- (43) 第98条は、スコットランド略式執行手続法に対する為替手形法の適用除外に関する条文であり、第100条は、スコットランドの訴訟手続中に認められる口頭による立証についての規定である。
- (44) 第57条は、不渡手形に対する当事者の損害額に関する規定である。
- (45) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 22. 4.
- (46) 第54条は、引受人の責任についての規定であり、第55条は、振出人または裏書人の責任についての規定である。第59条は「正当な支払」、第62条は「放棄の表明」、第63条は「手形の抹消」、第64条は「手形の変造」に関する規定となっている。
- (47) *ibid.*, N; Shea Report paragraph 22. 23.

## 6 おわりに

以上のように、イギリスにおいてもこれまでのわが国と同様の変遷を経て来た。

すなわち第1に、イギリスでは1882年に手形法が制定されたのに対して、わが国は昭和7年(1932年)に制定されたが、それ以来今日まで両国とも殆ど改正が行われて来なかった。

第2に、では両国の手形法が各々完璧なものであったかといえ、各手形法の専門家あるいは実務家からは多くの改正あるいは修正すべきであるとの提言がこれまでなされてきた。しかしながら、これらはあくまでも個別的なものであって、手形法全体についての統一的、かつ体系的な改正への提言はなされて来なかったのが現状である。

ところが、イギリスにおいては1989年に本格的に手形法の改正が、具体的、かつ個別的にそして組織的に主張され、その点では調査委員会の発足とその報告書の公表は極めて大きな意義があったものといえる。たしかに本来の趣旨が、銀行サービスの理論と実際の調査から出発したとしても、手形・小切手の利用と銀行との関係の密接さからするならば、前述したように同委員会の報告書が手形法にも多大な影響を与えることになることは当然の結果といわねばならない。

この点からするならば、わが国においてもまず手形・小切手の利用の理論と実態との乖離を明確にし、その上で手形法・小切手法の改正点や修正点を明確にすることが第一であると考えられる。その上で、これまで多くの専門家から提案のあった問題点や改正点についてどのように取り扱うのかについて報告書として纏め、さらにそれに基づいて改正作業が行われる必要があると考える。

前述したように「参加」あるいは「謄本」などのようにすでに実務の世界では全く利用されていない制度が今でも手形法の中に規定として存在する。反面「裏判」などの慣行や慣習をどのように手形法などの中に取り入れていくかということの本格的に議論する時期が到来してい

るのではないだろうか。さらに最終的には「統一有価証券法」の制定ということを視野に入れて考えるべきであろう。<sup>(1)(2)</sup> なお、個々の具体的な提案・提言については紙面の関係上述べる機会がなかったが、他日別稿に譲ることにしたい。

(注)

- (1) 報告書の中でも、為替手形や約束手形だけではなく、その他のすべての流通証券を包含する「新流通証券法」(new Negotiable Instruments Act)の制定の提言がなされている。ibid., Rec. 8 (1); Chalmers and Guest, op. cit., pp. 4-5.
- (2) わが国においても「統一有価証券法」の提唱がなされている。まず、小町谷操三教授は、昭和7年11月に法制審議会に対して「商行為法改正私案一有価証券法」を提出している。同・私法5号86頁以下。つぎに、小室金之助教授も統一有価証券法制定への試論を発表している。同・会員権証券法論180頁以下。